

石川県立高等女学校生徒の「弓術」事始め —誰が優等賞を勝ち得たのか—

Beginning of "Japanese Archery" for Ishikawa Prefectural High School in the Meiji period
—Who won the honor prize?—

井上好人 (人間科学部こども学科教授)

Yoshito INOUE (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Professor)

〈要旨〉

明治三十年代の武術復興の潮流を背景に、運動競技としての「弓術」が、石川県立高等女学校で随意科目や校友会活動として取り入れられていく過程を、教師・生徒の出身背景と諸集団との関係性から捉えた。「弓術」にポジティブな構えをもち、熱心に嗜んだ人たちは誰であったのか、共通する心性を探ることで社会的性格のモデルを析出した。その結果、「弓術」に秀でた女学生は「士族かつ官吏的な背景」をもっていたこと、地域の行政にかかわる士族の家庭には「弓術」をアイデンティティの象徴と捉える向きがあったこと、そしてその子女への役割期待も小さくなかったことが推察された。だがこの属性モデルはまもなく消失していく。「弓術」の社会的な意味でのクロスボーダー (cross-boarder) な性格が多様な層の人々の支持を集める拠りどころとなり、これゆえ「弓術」は「體操」から運動競技へと移行する際の身体をめぐる社会的葛藤を回避するのにプラスに機能したと考えられるからである。

〈キーワード〉

高等女学校, 弓術, 武術復興, クロスボーダー, 士族, 社会集団

1 はじめに

明治後期の高等女学校において、「體操」「遊戯」に続く「弓術」や「庭球」のような新しい運動競技は、どのように迎え入れられ、その後のスポーツへの発展の礎を築いたのだろうか。とりわけ女学生はこの運動競技をどのようなものとして捉え、自らの嗜みとしていったのだろうか。

この問題は、近世以来の伝統的な女性観に対する近代的な体育奨励のキャンペーンの対立図式として捉えられる。近世以来の屋内に蟄居する身体を温雅な所作として尊ぶ伝統的な女性観に対し、こうした身体を懦弱で非文明的だと批判し、気力を内に秘めつつ挙動進退において軽快敏活な身体こそが真に優美な女性であると主張したのが体育奨励のキャンペーンであった。こうした近代の女性観については、良妻賢母主義をめぐる議論のゆらぎを克明に追った深谷 (1966) の先駆的研究があり、また、身体観については言説と日常世界との相互作用に焦点をあてた吉見 (1994) および吉見ら (1999) の研究がある。これらは、国家による言説の政治的な利用とその浸透過程を問題にするもの

で、高等女学校の学科目としての「普通體操」と「遊戯」、そしてその成果を披露する「運動會」の場合に適用すれば、制度や言説が「身体」の規律＝訓練装置として機能してきたことを析出することになる。

しかしながら、こうした言説の政治的な構図からだけで“女性らしさ”をめぐる葛藤を説明することは、女学生の意味世界を顧みていないという点で不十分なものである。「運動會」で「體操」や「行進遊戯」(舞踏的遊戯)を演じる女学生の意味世界を参観者との関係から分析した井上 (2021) は、彼らが「體操」のような身体運動を好意的に迎え入れ「運動會」というハレの場でこれを表現しようとしていたのではないかと推測する。これゆえ、明治期の運動會は、二つの「身体」の相克が顕わになる場であったというよりも、女学生と参観者が可視化の過程を共有し、新しい身体の評価を確認し合う秩序生成の場として機能していたというのである。

では、明治三十年代以降、女学校に導入された最初の運動競技としての「遊戯」¹⁾が「庭球」と並んで「弓術」で

あったことをどう理解すればよいのだろうか。

そもそも「體操」から運動競技へと至る道のりは、多様な種目の同心円的な拡大という経過を辿ったわけではない。「體操」と運動競技とは身体の所作と精神の構えは異なり、それゆえ「體操」とは異なる運動競技に対する人々の態度はさまざまであった。さらに、女学生を取り巻く教師や家族、地域の人々は、それぞれの女性観や教育観をもちながらも、周囲との社会的な諸関係を斟酌しながら方針を探っていかなければならなかったはずである。この状況を運動競技に対する“社会的な葛藤”というならば、こうした葛藤を示す例として、次のような女学校教師の言葉を挙げることができる⁽²⁾。

男子と違って、其父兄から餘り運動をさせると苦情が出る向もあるので、控エねばならぬのです。

(『運動世界』第4号, 1908)

家庭の「父兄」にとってみれば、たとえ子女の運動を容認するとしても正課の「體操」で十分ではないか、という思いがあったわけである。ここに「體操」的身体とは異なる新しい「競技」的身体をめぐるまなざしの相違の問題が生じるのである。女学校に最初に導入された体操や行進遊戯(ダンス)の類は、静的で、自己の身体の態勢を表現することに主眼が置かれる。形、所作、態勢といった外見が評価の対象となるので、とりわけ運動会では衆人の注目と喝采を浴びやすい。これに対し、スポーツへと発展していく運動競技は、より動的で、相手あるいは対象物との関係で身体の技を競おうとする。自由な身体動作の中での“攻撃”と“防御”の巧拙が評価の対象となる。これは相対的なものなので競技会の勝敗をめぐる騒擾が生じやすい。スポーツマンシップのような精神的な要素が強調されるのは騒擾の未然回避の意味合いが強い。それゆえ「競技」的身体は「體操」的身体とは構えの異なる運動として女学生の学校生活に現れようとしていたといえる。こうした新しい運動競技の最初のひとつがなぜ「弓術」だったのか。

当時の人々にあって「弓術」の社会的な位置づけを改めて問うてみると、この競技の相反する性格が浮かび上がってくるだろう。「弓術」や「擊劍」などの武術は、「武道」ではなく「武的遊戯」(あるいは「尚武的遊戯」)と記されていたように、「遊戯」にカテゴライズされる。同時に、「運動競技」(あるいは「競技運動」)の範疇として西欧移入の種々の「球技」と同列に語られる。例えば、晴光館編集部編『競技運動』(1903)では、まず「ローンテニス」が、次いで「ベースボール」「フットボール」などの球技、「陸上競走」、そして「弓術」「相撲」「柔術」「擊劍」の武術が網羅されている。こうした分類上の違和感、すなわち日本

古来の武術であるが「遊戯」でもあり西洋移入の運動競技でもあるという奇妙な混交にこそ、なぜ「弓術」だったのかを解明する鍵があるかもしれない。

小論では、「弓術」のこうした特異な位置づけをふまえ、次のような分析の視点をとることとする。運動競技に臨む人のリアリティの様相は、ある競技の要求する技術やルールに拠ることはいうまでもない。だが「弓術」の場合、なかんずくこれを嗜む社会集団とそうではない社会集団との間で、人々のリアリティの様相は異なっていたのではないか。ある競技を嗜みとして好意的に受け入れるようになった人々は、「社会的に形成された独特の形態の性向を備えた行為者」(ブルデュール)⁽³⁾だとみなされるからである。実際、当時であっても評論家・三宅雪嶺は、「體操」と「遊戯」と「武術」の関係を「我國體育問題の三角形」と比喩していた。「甲に耽る者は乙を排し」、三種の運動ごとにそれぞれ嗜好する集団が乖離していることを嘆じていたのである⁽⁴⁾。

小論がケーススタディとして取り上げるのは、明治三十年代の体育奨励と武術復興の潮流を背景に全国の高等女学校の中でおそらく最も早い時期に運動競技(「弓術」と「庭球」)を導入した石川県立高等女学校である。とりわけ、1913(大正2)年に「学校體操教授要目」⁽⁵⁾で球技と武術が高等女学校の「體操科」として正式に位置づけられるようになるまでの期間の実施状況を調査する。同校は1901(明治34)年4月に開校し、同年9月に金沢市穴水町に新校舎を落成させ移転している。寄宿舎や校庭などの設備も付属させ、キャンパスとしての機能が整えられたことが、課外の諸活動を行う環境的背景としてあるだろう。さらに、武術復興を組織として支持する向きが地方に広がろうとしていた事情もあるだろう。大日本武徳会の地方支部は1896年の富山県を皮切りに、石川県支部は1901年に設立されている。

こうした武術復興の潮流を利用し、学校の活動としてこの運動競技(「弓術」)の普及に熱心だった関係者は誰だったのか。またその奨励に女学生たちはどう応えたのか。小論は、彼らに通底する心性を探りながら「弓術」に親和的な社会的性格のモデルを析出してみること、そして、両者の相互的な関係もふまえ「弓術」の担った役割を女学生の意味世界から明らかにすることを目的とする。「弓術は武的遊戯の最たるものなり」⁽⁶⁾と1911(明治44)年に野口正八郎が述べるまでになった「弓術」の伝播と制度化の過程は、単に“上から”の政策の反映というよりも、「弓術」に関わってきた諸集団との関係性の中で競技の魅力や意味が了解されていったとみることができる。そうした視点から、運動競技をめぐる社会的な葛藤がどう解決されようとしていたのか詳らかになるかもしれない。

なお同校は、1913（大正2）年4月、名称が石川県立第一高等女学校と改称され、昭和戦前期を通じて石川県の女子中等教育をリードしてきた学校である。小論は明治期の同校を扱うので、石川県立高等女学校の名称を使い、また略称として「県女」と記す。同校の「弓術競技會」等の記録は同窓会誌に綴られた記事に拠っている。同窓会誌は、1902（明治35）年に『同窓會報』として発刊されて以来、年1回ずつ刊行されてきている。1910（明治43）年から『済美會誌』と改名されている。（以下、『会誌』と略記、発行年を省略し号数のみ記載、例えば、第1号は1902年の発行である。）文字表記について、当時の文献や記事から引用する場合は旧字体（「校友會」「體育」等）のまま表記する。また分析に際しては、同校の『学籍簿』と『学級台帳』（途中退学・転出入者も含む在籍生徒についての台帳）から作成した1898（明治31）年から1912（同45）年の期間に入学（および編入学）した生徒2206名についてのデータベース（以下、「データベース」）も用いる⁽⁷⁾。なお、この「データベース」の概要とこれを用いた同校の利用層についての分析は、井上（2004）で詳細に論じられている。

2 クロスボーダーとしての「弓術」

2-1 「随意科目」あるいは「校友會」として

内山昴は、1907（明治40）年の著作で——伝聞でありながらも——女子高等師範学校では弓術が採用され女子の運動が活発になされている、と書いた⁽⁸⁾。これは女子高等師範学校の「如蘭會」での活動を指してのものである。同会は1893年（明治26年）に「生徒と職員との関係を親密ならしめむとの趣旨に因り懇談會を開き、名づけて如蘭會」（東京女子高等師範学校 編、1915、49頁）という団体で、当初は「毎月または隔月に開かれていた」が、1903（明治33）年には「テニス部」や「弓術部」を含む九つの部がつけられ校友会会則も整えられた⁽⁹⁾。こうして女子高等師範学校が先導する形で運動競技が推進される一方で、中等教育段階（高等女学校）での運動競技の導入は遅々としていた⁽¹⁰⁾。

石川県立高等女学校において、「弓術」はいつ頃どのような経緯があって規程が定められ導入されたのだろうか。まず、学科課程に準じる「随意科目」としての「弓術」が、おそらく1903（明治36）年の秋頃に設けられている。「おそらく」というのは、森緑「弓術競技會の記事」『会誌』第4号の記述、「本校にては一昨年（マ）の秋より、體育奨勵（マ）ふ主意にて、随意科の一部として弓術部をも設けぬ」、に拠っているからである。この記事によれば、楠正可という人物を師範として迎え、毎土曜日の放課後に稽古を行うようになったらしい。「随意科目」とは「高等女学校令施行規則」（1901（明治34）年）に「学科目ノ外随意科目ト

シテ教育手芸ノ一科目又ハ二科目ヲ加フルコトヲ得」として示されたことをきっかけに設けられた。1908（明治41）年の同規則改正で「第一項ノ学科目ノ外文部大臣ノ認可ヲ受ケ随意科目トシテ土地ノ情況ニ依リ必要ナル学科目ヲ加フルコトヲ得」となり、学校の裁量で設けられるようになった科目である。県女側資料では、1904（明治37）年に「弓術」「和歌」「點茶」「插花」「看護法」の5つの科目が「各學科の受持教師」欄に記載されていることが確認できる（「本校の近況」『会誌』第3号）。また、1905（明治38）年には「弓術」「和歌」「點茶」「插花」の4科目が「餘科」の名称で開講されていたことも確認できる（「本校の近況」『会誌』第4号）。つまり、県女では施行規則改正に先んじる形で「弓術」が他の教養的科目や技芸的科目と並んで学科課程に取り入れられていたことになる。

随意科目としての「弓術」はどの程度、女学生たちに支持されていたのか。1905（明治38）年の場合、「餘科」として「弓術」を修めている者は115人、他の科目では「點茶」185人、「插花」100人、「和歌」225人である。合わせると625人となり、補習科を除く本科の生徒数が438人であるので——半ば強制的な選択ではあるが——生徒一人あたり複数の科目を修めているケースも含めおよそ4分の1にあたる生徒が「弓術」を修めていたことになる。

先に、「弓術」が随意科目として始められたことを記したが、森緑の記事では「弓術部」と表現されている。これは校友会を指す用語である。弓術は学科目でもあり同時期に校友会にも位置づけられていたのではないかと。そこで、次に「校友會規程」（『会誌』第7号）をみてみよう。校友会活動は「第一部」として「朗讀、談話、唱歌等」、「第二部」として「体操、遊戯、庭球、弓術等」、「第三部」として「點茶、插花、詠歌等」の3部から構成されていた。「第一部」を代表する行事は「演習會」であり、「運動會」をはじめ「庭球會」や「弓術會」は「第二部」の校友会活動であったことがわかる。県女の「校友會」は、教師・生徒間の親睦を深めるために協同的な活動と交流を行う組織である。「運動會」が「體操」と「遊戯」の成果を披露するイベントとして校友会の主催であった意味については、井上（2021）で考察されている通りであるが、「弓術」についても同様の意味が込められていたのではないかと。さらに、「弓術」が最初の運動競技として県女で採用された理由は何であったのか。次に考察していこう⁽¹¹⁾。

2-2 校長・土師雙他郎と弓術教師・楠正可

なぜ、「弓術」は、かくも早い段階で県女に導入されたのか。その理由として校長・土師雙他郎が、體育奨勵の時流に敏感であったり、運動競技に対する教育的意義を自覚していたりしたことは確かだろう。本節では、彼の「弓

術」との関わりを、彼の意図を汲み取りこの武芸を授けた協力者・楠正可との関係から考察してみたい。

まず、土師自身が武術とりわけ「弓術」を嗜み修練を積んでいた、という推論を立ててみる。大久保（1992）によれば、土師は1876（明治9）年、愛知師範学校を卒業して教職の道に入った。1882（明治15）年9月から翌1883（同16）年7月まで石川県から現職教員の身分で東京師範学校に派遣され、教育心理学を修めると共に、体操伝習所で伝習員となっている¹²。体操教員としての活動はあまりなく管理職としての経歴を歩んできた人物だが、「石川県立第一高等女学校の学校運営を司る上で、有形無形の体育奨励につながったことは否定できない」（大久保）という。土師は旧加賀藩士族の出身であったとはいえ1853（嘉永6）年生まれであるので、十代半ばで明治維新を迎えた。少年時代に弓術の修練を積んでいたかどうかは微妙であり、そのことを検証する術はない。

そこで、土師は、遅くとも県女に赴任してから「弓術」を嗜むようになっており、彼にこの武術を教授する師範がいた、という仮説はどうであろうか。すると、戦後の同窓会誌の回顧録に「校長先生は土師先生で修身を教りかつ弓術の指導も受け、先生は楠先生とい、なか～～盛で巻わらや場のけい古もいたしました」（松倉みつこ「寄宿舎その他の思い出」『六十周年記念 済美会誌』1958、16頁）との記述がある。「楠先生」とは弓術教師の楠正可である。土師は「修身」を担当し、楠と共に「かつ弓術の指導」にも当たっていたというのである。さらに、1913（大正2）年に大日本武徳会石川支部が開催した「演武大會」の弓術の部で、土師は、楠の介添として鳴弦式に、次いで矢代式に出演している。「演武大會ニ本校ヨリ出演ノ概況」によれば、「弓術ハ第一ニ麻上下ニ小太刀ヲ帯ヒタル楠氏ニ介添タル同シ装ノ土師校長ノ鳴弦式ハ壮重謹嚴観者ヲシテ武藝隆盛ノ古代ヲ懐ハシメシノ感アリキ次ニ矢代式アリ校長ハ之ニ加ハリ給ヒ」（『会誌』第12号）。土師は楠に師事しながら「弓術」の修練に長らく励んできたのである。

次に、土師と楠の世代的な関係から、明治三十年代の武術復興を分析するとどうなるか。すると、近世/近代の連続と不連続の問題——すなわち、旧藩時代へのノスタルジーと学歴エリートとしての矜持との相克——について、彼がどう整合性を図ろうとしていたのかが窺えるだろう。

そもそも明治期の武術復興に「範士」としてモデルになった達人たちは、藩政期にすでに「善弓」などの名声を博して青年期に明治維新を迎えている。例えば、先に紹介した1913（大正2）年の「演武大會」で、本部から来賓として臨席した弓術範士・市川虎四郎は、1846（弘化2）年生まれ、維新時に21歳である。島原藩士であった彼は7歳で藩主の御前で騎射を演じ賞されたという。また、内山

昂——1906年に『弓術教範』を著し教本に名を刻んだ人物——は、1845（天保15）年生まれで、維新時22歳である。内山の場合、大蔵省に出仕するがまもなく職を辞しその後1889（明治22）年以降、1907（明治40）年に神職（上野東照宮）に就くまでの経歴は不詳である¹³。このように藩政時代に武術を修めその名を馳せていた世代の人たちは、明治期の半ば頃まで——それぞれに修練は怠らなかったにせよ——公的には武術を断たれ、官職や神職にあってあるいは各地を遍歴して糊口を凌いできている¹⁴。そして、武術復興のために弓術家として見出だされ再び世に出る。県女の弓術教師・楠正可もその世代であったのかもしれない。

そこで、楠正可のプロフィールを辿ってみる。記録では明治三十年代に金沢医学専門学校（1901（明治34）年設立）の職員（「庶務掛 書記 第四高等学校書記 楠正可 石川士族」）として名前があり、「体操副科弓術教師」をも務めていたことが確認できる。また、同校の校友会誌（『十全會雑誌』）には「十全會」の「弓術部」「師範」として「楠正可」の名前がある¹⁵。

さらに彼の履歴を明治維新时期に遡ることはできないだろうか。「石川士族」とすると、加賀藩士として「先祖由緒并一類附帳」に家名が残されているかもしれない。すると、『加越能文庫解説目録』（上巻）で「楠弥忠太（正可） 源太夫可幹 300石 M3 21才」との記載があり、1870（明治3）年時点で21歳の当主であったことがわかる¹⁶。そこで原本にあたってみると、楠家は、加賀八家の筆頭である本多家に古くから仕える家柄であった¹⁷。（見方をかえれば、石高が高くとも加賀藩の直臣ではなく陪臣であった。）正可も家督を継いで本多政均に出仕している。ただ、「弓術」に関する役職は見当たらず、「小銃隊士」（1869（明治2）年）であった。さらに、明治維新直後に起こった本多政均暗殺事件（1869（明治2）年）にかかわる仇討騒動で、1871（明治4）年末に出された文書「謹慎に及ぼざる旨通知請書」に「楠弥忠太」の名が確認できる（石川県立図書館『本多政均関係文書』）。同事件の当事者ではなく公的な咎めを受けなかったとしても、彼が本多家の家臣（父は本多家家老）として責めを負う立場であったことを鑑みると、こうした境遇が正可の新時代の歩みになんらかの影響を及ぼさなかったとはいえない。石川県庁への仕官の道は憚られただろうし、何よりも「学制」での教育をぎりぎり受けられない世代的な不運にあった。第四高等学校の書記にどのような経緯で就いたのかは不明であるが、弓術教師としての活動が医専や県女で拓けるようになった頃には五十歳代半ばに差し掛かっていた。楠正可のような世代の士族が武術家として世に復権していく様は、自らの意志や計画に基づくものというよりも、維新後の新教育を受けて行政や教育機関の中樞を担うようになっていた「次の世

代」にあたかも“担ぎだされた”かのような感がある。

2-3 世代論としての武術復興運動

土師雙他郎は「次の世代」である。彼のような近代の学校教育制度を利用し、学歴階梯を昇って地位を得た人々にとって、武術への構えは前世代の範士たちのそれとは随分異なったものだったろう。土師らの世代は、近代的な思想の薫陶の下、古い因習よりも西洋の知識や情報に合理的な信頼を置こうとしてきた。とりわけ士族出身の学歴エリートたちは、武士の家に生を受けたとはいえ、弓術や撃剣の修練を十分にはしてこなかった点で近世武術の世界では周縁的な位置にある。だが、「弓術」の社会的な意味でのクロスボーダー（cross-boarder）な性格が彼らの「弓術」への接近を容易にしたといえなくもない。これはどういう意味か、次に考えてみよう。

当時、「弓術」の我が国への紹介は、英国のアーチェリー（Archery：洋弓）をモデルにしてその健康上および社交上の裨益が教宣されていた。例えば、「弓術」の求める身体所作について、当時の運動学の知見から「優美高尚にして、其筋肉を用ふること、和順にして活撥なるにより、四肢五體の全部に通じて適宜に活動を與へ」（内山昂、1907）ることができるとした意見である。また、英国における「弓術」が夫婦二人や社交界で楽しめる娯楽としてジェンダーフリーや男女共生へと繋がる理念を含んでいることを紹介した文（内山、同書）もみられる。剣術や弓術は「壮士一派の持ち物」（星野天知）ではもはやなく、繁華街の娯楽である「矢場」の道具でもなく、新時代に相応しい優美さと品位を兼ね備えた身体運動であり、さらに新しい社交のための娯楽を提供してくれるというのである。

すると、近代日本における武術の復興は、新旧の“ぶどう酒”と“革袋”との関係で例えられるのではないか。つまり、古来の弓矢の技芸と武士の精神性が近代の官制組織の中で（または周辺領域で）制度化されたのか、あるいは、西欧の Archery の教育・社会形成への可能性が武士の儀礼・古例の中に取り込まれたのか、いずれであるにせよ思想内容と制度・形式との関係がクロスボーダー（cross-boarder）になっているのである。これゆえ、「弓術」は、啓蒙家であるべき学歴エリートからも、旧藩世代の近代化への潮流に乗れなかった人々からも支持を得られやすかったのである。

おそらく土師雙他郎は、自ら「弓術」を嗜みこれを女学生に教授しながら、教育の新たな可能性と武士道へのノスタルジーという両義的な憧れを満足させていたことだろう。同時に楠正可もおそらく「弓術」を「體操」的身体に代わるオルタナティブ（alternative）な身体の在り様として見ていた。土師雙他郎と楠正可という二つの世代は、明

治期の“女性らしさ”をめぐる社会的な葛藤を調整するためのパートナーシップを結んでいたかのようなのである。

次節では、女学生の視点から「弓術」への構えと意味世界を分析し、あわせて、この運動競技への構えに最も親和的だった社会集団のモデルを析出してみよう。

3 誰が優等賞を勝ち得たのか？

3-1 競技会としての「弓術」

県女で初めて「弓術競技会」が開催されたのは、1905（明治38）年10月28日（土曜日）午後のことであった。開催するにあたって土師が生徒たちの上達ぶりを認めて（「的中つるものもあるに至りたれば」）判断した（「競技会を行はゞや」）からだと伝えられている（森緑「弓術競技会の記事」『会誌』第4号）。

同会の実施状況を、森緑「弓術競技会の記事」からみてみよう。第3学年以上の生徒が集った同会は、会場を校庭東隅に設え、棚（あずち）に向かって右手側を来賓席、左手側を観覧生徒席とした。射場の後手に射手を控えさせた。係として審査係、会場係、射法係がおかれた。この校庭東隅に設えられた会場は、1906（明治39）年の弓術会⁸⁸の記録では「的場」⁸⁹と表現され、「日頃弓とり馴し的場」と書かれているので、1905（明治38）年の会場がその後も日常的な稽古の場となっていたことが窺える。1906（明治39）年ではこの場を旗幕などで囲い「如何にも射場の様にもりりしく飾られ」⁹⁰たというから、おそらく1905（明治38）年の設えも同様になされていたのかもしれない。

さて、1905（明治38）年のこの日、射手として参加したのは県女の生徒ばかりではない。来賓として「第四高等学校農事試験場」⁹¹から10人ほどが来校し、外国人も交え（「中には弓術の好き者なる外國人も見受けぬ」）、これに県女の教職員も加わり、射手の総数は60人を超えた。

まず弓術教師・楠正可による矢渡式が、介添えの小川松子⁹²を伴って行われた。競技の最初は「禮射」である。「氏名配當書」の記載順に前後3回に分けて「作法正しく無事に終れり」。次に「競射」（的中制）。これは点数ではなく一回毎に五人乃至六人ずつ一組になって整列して各自六本ずつ射る競争である。技量の優劣を比べる趣向なので各人が「我こそ中てん我こそ」と念じ、互いに技量を競う雰囲気があった。この日は二尺（約60cm）的的を設け、普段の「尺二」（一尺二寸＝約36cm）よりも大きくしていたために「日頃の手なみよりは立派に中てり」。続いて「點取」（得点制）。「源平」の二組に分かれて「團體の競争をなす」。源氏は白、平氏は赤の襷をかけて、白旗赤旗押し立てて所定の位置に進み出るという趣向である。これで「殊に勇氣百倍して、源氏や勝たん平氏や負くる物かはと争ふも中々に興深し」。「女なからも中々に勇まし」く、「見事最高

に的中して拍手喝采」される射手もいて「實に勇壯高雅なる遊戯」となった。最後は「乱射」。5寸(約15cm)の小的に、射手全員総出で誰が一番早く的中させるかを競うものである。ようやく二順目になって的中者が出てプログラムは終了し、「優等」者へ賞状と賞品の授与がなされた。

翌、1906(明治39)年秋の弓術会も、1905(明治38)年とほぼ同様なプログラムで実施された。11月17日、午後0時15分開会。この日は金沢の「霜月末つ方で其上曇天、白山おろしは遠慮なしに弓矢取る手を吹きすさみ」という厳しい天候下での試合となった。まず弓術教師・楠正可による「矢渡式」があり、「あたりの虫も音を絶ちました位でした」。その後、「命中競射」(10本中の命中本数を競う)、「点取競射」(15点、10点、7点、3点)、そして選抜された生徒による「選手競射」。「射手は手揃の面々で暫時の間に的中は蜂の巣の様になりました」。同点者の雌雄を決する「決勝競射」と進み、最後は「小的一本競射」(総ての射手が一本の矢をもって一人ずつ出て射る)で締めくくり、午後5時頃、「金剛石の唱歌」を斉唱して閉会となった。

以上の県女の「弓術」事始めのプログラムから、同会が「運動會」とは異なるどのような意味をもっていたのか、参加者の意味世界から読み解いてみよう。

視点として、同会が「弓術競技會」と銘打たれていたことから、競争的要素をプログラムに組み込んでいたことに着目してみる。競争は個人戦が中心で(「優等者」も個人表彰である)、本数制をはじめ点数制や先取制などを採用し趣向が凝らされている。団体戦においても伝統的な神事になぞらえ(ちょうど「運動會」が「紅白」戦であったように)「源平」戦である。こうした演出は県女の独自の考案ではなく、当時、愛好者団体や学生の間で始められていた弓術会に則したものにすぎない。しかしながら、こうした競争的要素にこそ「運動會」で演じられる「體操」とは異なる身体と精神の構えが表れている。それはおそらく次の二つの点においてである。

第一は、「的を射る」という目的へ向き合う個人の身体所作と作法である。例えば、1906(明治39)年の同会について報告記事を書いた生徒・河崎良江の所感の一部を<資料A>で示す。

<資料A>

女に弓術と申せば巴、板額の二代目でも演じさうに、考へらるゝ方もありませうが、一度弓を取りますと例の女のしづ〜した心がいつかどれてしまひます、其中矢の一本も中りますと何とも申されぬ愉快さを感じられます、又いくら中てやうと思ひましても、第一心が落付いて作法が正しくなくてはなか〜中るものではありませんから、自然気のおちつき作法も正しくなりました、知

らず〜精神の修養が出来ます。

(河崎良江「弓術會の記」『会誌』第5号、1906年)

「巴、板額」とは中世の女武者・巴御前と板額御前のことで、「強弓」を使いこなした「女流の偉人」として知られるところであった。しかし、河崎良江は「弓術」に対しそのようなイメージとは異なる「心が落付いて作法が正しく」「精神の修養」が図れる遊戯である点を強調している。古来の武家礼法は(弓術の場合)流鏑馬や笠懸などの射騎にしても歩射にしても個人競技である。ゆえに、自己抑制としての秩序整然たる作法が個人に課せられるので、伝統的な女性の礼節とも矛盾しない、というロジックである。

ところが、第二に——こちらが重要なのだが——相手を伴う対抗戦では、個人の精神性といったものとは別の付随する作法が必要となる。それは集団競技に関わる作法である。<資料B>は、1905(明治38)年の同会について報告記事を書いた教員・森緑の所感の一部である。

<資料B>

勇壯なれども作法あれば秩序整然として少しも乱れず、勝つも負くるも射手一人の如何にあれば、よし過つとも怨みを誰に寄する術なく、反て諸を己に求めて、後の日の心得ともなしおく業こそをかしけれ。

(森緑「弓術競技會の記事」『会誌』第4号、1905年)

西洋移入の運動競技は、端艇にせよベースボールにせよ団体で競われる。同時代に行われた学生対抗戦では勝敗の結果を巡っての“騒擾”が社会問題化していた。当時、鹽澤昌貞(1908)が「競技と公德との重大なる関係」という論文の中で、新しい運動競技は「體操」以上に「ソシアルファンクション」を有しており、「禮儀」の概念を個人に属する徳から社会に属する「公德」として捉え直さないといけないと指摘していたのはそういう背景があつてのことである。教員・森緑も同じことを述べている。勝敗の結果について「怨みを誰に寄する術なく」「射手一人の如何」に依るものであると捉え「反て諸を己に求めて、後の日の心得ともなしおく業」が必要である、と。

このように、学校への運動競技の導入に際しては、個人の作法の問題を運動競技のもつ「ソシアルファンクション」と絡めて「公德」へといかに高めていけるかが課題となっていた。そのために「弓術」は誠に有効な教材であつた。1905(明治38)年を事始めとする県女の「弓術競技會」が競争的要素を組み込んでいた事実こそ、なぜ女学校で「弓術」が最初の運動競技として取り入れられたのかの理由を端的に説明しているのである。

3-2 「扇的」の場面

武術復興の潮流が高等女学校での「弓術」の実施という形で具現化されようとしていた時期、「弓術」に興味をもって積極的にその修練に応じた女学生は誰であったのか。彼らに通底するプロフィール上の特徴はあるのだろうか。

この問いに対して、まず、1906（明治39）年の「弓術會」で射手として出場した生徒・河崎良江が「小的一本競射」の場面で考えていたことを綴った文<資料C>から探ってみよう。

<資料C>

それまで何人もの射手が挑んだが、矢は的に触れてもなかなか命中しなかった。そしていよいよ「まはり〜て番は自分へ来ましたがどうしても中るものとも覚えませんが、しかし人の慾で中てたいはやはり中てたい、まあ射方ばかりでもきれいにせんと、引きしぼりつてねらいましたが的は左手にかくれて見えませんが、心の中では與一ではありませんが、『帰命頂禮八幡大菩薩日本國中大小の神祇、別しては我寺中に鎮座まします佐那武大明神弓矢の冥加あるべくはあの矢射させて給へ』と念じつ、放つや否や、喝采の聲に目を開けばこは如何に矢は黒星の少し上を射立て居ました。

（河崎良江「弓術會の記」『会誌』第5号，1906年）

河崎良江が弓を射ようとする瞬間に念じた言葉（「帰命頂禮八幡大菩薩日本國中大小の神祇、別しては我寺中に鎮座まします佐那武大明神弓矢の冥加あるべくはあの矢射させて給へ」）に注目してみよう。これは、『平家物語』の「扇的」で的那須与一の台詞「南無八幡大菩薩別しては我國の神明日光権現宇都宮那須湯泉大明神願はくはあの扇の真中射させて賜ばせ給へ」を擬えたものである。那須与一の場合、出身地（「我国」）である下野国（栃木県）の3つの神社（日光権現、宇都宮、那須湯泉大明神）を「我國の神明」としたのだが、河崎良江が言い換えた「我寺中に鎮座まします佐那武大明神」とは何を意味しているのだろうか。

まず「佐那武大明神」とは石川県の延喜式内社である佐那武社（大野湊神社。1885（明治18）年に県社に昇格。所在地は石川郡宮腰、現在の住所表記は金沢市寺中町）のことであろう。ではなぜ彼女は「我寺中に鎮座まします」と唱えたのか。そこで、『大野湊神社文書目録』を調べると、河崎氏は、近世（17世紀）から続く同神社の世家であったことが判明した。父・河崎豊太郎、祖父・河崎常男はともに「祠掌」（社掌）であり、明治40年時点で豊太郎は石川郡神社協会理事、皇典講究所の学階として「六等司業」の認可書が与えられている²³。また、大野湊神社は八幡社で

もあり、河崎氏は「先祖由緒并一類附帳」によると源氏を祖としているので、河崎良江はまさに「弓矢八幡」を念頭においていたことになる。同社の拝殿には1855（安政2）年に加賀藩の絵師・松波景栄によって描かれ奉納された「源平盛衰記」の大絵馬（1433cm x 126cm）が飾られており、屋島の戦いで的那須与一の場面も描写されている。彼女にとって「弓術」のリアリティは、遠い古典物語の再現以上の意味をもって、大絵馬の中の「与一」が源氏の系譜を継ぐ彼女自身に現れ憑依していた。

「弓術」にポジティブな構えをもって自らこれを受容しようとした人の属する社会集団は、そうではない人々とは異なるリアリティをもっていた。「弓神事」をはじめ武家の系譜を継ぐ年中行事の慣行は、彼女をして土師校長の弓術会発足の計画に呼応すべく後押ししたことだろう。また、彼女は『会誌』の執筆を任されたからおそらく生徒委員（現在でいえば部長に相当）を務めていた。女学生仲間をはじめ周囲の人々も彼女が弓術部の代表に選任されることを当然のこととみなしていたことだろう。もちろん『平家物語』の「扇的」のシーンは、すべての女学生にとって身近で懐かしい物語となっていた。高等女学校の国語読本にも「宗高扇的 平家物語」が収録されていたし²⁴、県女で毎年開催されていた「演習會」の行事においても、例えば「朗讀『重盛の諫言』」（1910年度）や「對讀『光頼卿の参内』」（1907年度）のような『平家物語』の一節が取り上げられていた²⁵。彼らにとって「弓術」は、遠い歴史や教養世界へ繋がる事象としても認識されていたのである。しかしながら、河崎良江にとって、生家がそのような文化的財を有していたことは、「弓術」に対する親しみやすさの次元を越えて日々の鍛錬を続けていくための十分な動機づけとなっていた。彼女を取り巻く歴史の重みと矜持が、「弓術會」での一瞬の集中力を高めることに資したと言えなくもない。

3-3 士族かつ官吏的な背景

河崎良江のように、帰属している社会集団が日本古来の武術と親和性のある文化を保有しているケースは稀有であるかもしれない。そこで、同じ程度、弓術に熱心に打ち込んでいた女学生を複数リストアップし、出身背景からみた社会的属性の偏りを調べてみよう。

まず、「弓術會」で射手として参加した生徒の割合を概算で把握しておこう。1905年の会では、来賓と教職員の数を差し引くと、生徒の射手としての参加は50人程度となる。この年、随意科目（「餘科」）として「弓術」を修めていた生徒数は115人であるが、当日は第3学年以上（全校生徒438人中242人）が参集したので、割合的に換算すると履修者の全員が射手を務めたであろうと推測される²⁶。

次に、1905（明治38）年の弓術会で「優等」を修めた生徒、1906（明治39）年の弓術会で「1等」を修めた生徒およびこれに準ずる技量を称えられた生徒をそれぞれリストアップして「データベース」と照合してみる（表1および表2）。氏名について、生徒はイニシャル表記とし、教員はA～Dで表記した。（教員も生徒と対等な立場で競っていたことが「校友会」行事の理念を体現している。）掲載したデータは、「族籍」「原籍」「父職業」「卒業年（元号を明治ならばM、大正ならばTと表記）」である。また教員の出身地と族籍については『会誌』の職員欄にもとづいている。なお、同じイニシャルは同一人物である。

表1 1905年「弓術競技会」受賞者

○命中競射

賞	氏名	族籍	原籍	父職業	備考
1等	M.I.	平民	兵庫	会社員	M39卒業
2等	教員A・女	平民	秋田	—	県女教員
3等	教員B・女	士族	石川	—	県女教員
4等	S.T.	士族	金沢	軍人	M39卒業
5等	K.K.	平民	金沢	官吏	M40卒業
6等	F.M.	士族	金沢	赤十字	M41卒業
7等	M.T.	士族	金沢	官吏	M38卒業
8等	S.K.	士族	金沢	無職	M40卒業

○点取競射

1等	M.T.	士族	金沢	官吏	M38卒業
2等	S.T.	士族	金沢	軍人	M39卒業
3等	教員C・男	士族	石川	—	県女教員
4等	Y.E.	士族	金沢	医師	M39卒業
5等	O.M.	士族	金沢	官吏	M37卒業
6等	教員D・男	士族	石川	—	県女教員
7等	教員A・女	平民	秋田	—	県女教員

○五寸小的命中者

—	A.S.	士族	金沢	教員	M39卒業
---	------	----	----	----	-------

まず、表1から1905（明治38）年の競技会をみると、優等者の多くは士族（県女教員を除く延べ人数で合わせて11人のうち9人が士族）で占められている。「データベース」によれば明治期の県女入学者に占める士族の割合はおよそ4割であるので⁷⁷⁾、技量という観点からにすぎないが、士族出身者の優位性が認められる。また、「父職業」をみれば、官吏、軍人、教員、日本赤十字社など行政関係者が目立つ。

この結果は、先行研究で指摘されていた大日本武徳会の会員構成の傾向と符合している。大日本武徳会の地方支部（茨城支部）を構成していた委員の社会的属性を分析した坂上（1989）によれば、同会は、地方官僚や議員をはじめ警察官、教師などの行政機関に位置づく人々と、これに武術家を加えた（あるいは行政官を兼務した）組織であった。

そして族籍としては「士族的要素の強さ」（同論文、101頁）が目立ち、武徳会は士族を中心とする「“伝統武術復興運動”という側面を強くもっていた」（同論文、102-103頁）としている。県女の場合も、校長・土師雙他郎の呼びかけに真っ先に応え、熱心に修練を積んできた（=受賞した）生徒たちは、そういった士族かつ官吏（行政関係者）という属性に位置づく家庭の出身者が多かったことが確認された。

表1中、「点取競射」で「5等」を得た「O.M.」は、先にみた師範・楠正可の介添役を務めた小川松子である⁷⁸⁾。彼女は、金沢市出身の士族、父・小川信行は金沢地方裁判所の判事を務める名士であった（1908年当時は公証人、後に弁護士）。「先祖由緒并一類附帳」には、「小川純助（信行）」として記載があり、藩政期に幼くして家督を継ぎ1869（明治2）年時点で25歳、ちょうど楠正可と同世代であった。彼が維新後、どのような学歴を経て、代言人の資格をとったのかは不明であるが、1897（明治30）年に高等官六等に叙せられ金沢地裁の判事となっている。そうすると、小川松子が楠正可の介添役を務めたのも偶然ではなさそうである。父親と楠との間に形成されてきた縁故関係から個人的に師事していたのかもしれないが、たとえそうでなかったにせよ、地域の士族出身の官吏に共通の心性を背景に、周囲からの役割期待（role expectations）を意識しながら弓術部委員を任せられていたように窺える。彼女の「弓術」の技量はそういう関係性からも生まれてきたのであろう。

このようにその子女が「弓術」に高い技量を示すようになった出身家庭の典型モデルを「士族かつ官吏的な背景」と名付けよう。だが、ここで「士族」（旧藩の身分）と「官吏」（維新後の職業）のどちらの要因がより強かったのかについては判別し難い。そもそも官吏に士族が多数を占めていたのかもしれないからである。この点を、県女の「データベース」で確認しておこう。まず、親職業を、官吏や自由業、会社員など含めた新中間層と、商工業、農水業などの旧中間層に分別してみるとその割合は同じ（共に38%ずつ）である。次に、「官吏」の中で「士族」の占める割合を算出すると、金沢出身者（原籍が金沢）の場合、およそ4分の3を「士族」で占めている⁷⁹⁾。（反対に、「商工業」の中で士族の占める割合は、金沢出身者の場合、およそ4分の1にすぎない。）つまり、県女の主だった利用層としての「官吏」は、官吏=士族の一体的な集団として析出されてしまうのである。（商工業=平民、農水業=平民の集団としての枠組みも同様に析出される。）

3-4 学校効果としての「弓術」への構え

ところが、表2をみると「士族かつ官吏的な背景」は、

1906年の「弓術會」では消失している。確かに「小的一本競射」での受賞者「K.Y.」とは<資料B>を執筆した河崎良江である。同じく「M.T.」は前年の「點取競射」での受賞者「M.T.」と同じ生徒で2年連続受賞である。この2人を除けば「士族かつ官吏」という背景は目立たなくなり、代わって「平民かつ商工業的な背景」をもった生徒が受賞するようになってきている。随意科目としての、また、校友会活動としての「弓術」の活動が始まって3年ばかり経過すると、技量の差を出身背景に帰することはあまり意味をなさなくなっているのである。

表2 1906年「弓術競技會」受賞者

○命中競射

賞	氏名	族籍	原籍	父職業	備考
1等	N.K.	士族	金沢	商工業	M41卒業

○点取競射

1等	Y.K.	平民	金沢	商工業	M40卒業
----	------	----	----	-----	-------

○選手競射

1等	M.K.	平民	金沢	商工業	M41卒業
----	------	----	----	-----	-------

○小的一本競射

1等	K.Y.	士族	石川郡	神職	M38卒業
同点	M.T.	士族	金沢	官吏	M38卒業
同点	T.S.	平民	河北郡	医師	M41卒業
同点	A.Y.	平民	金沢	無職	M41卒業

さらに、1913（大正2）年11月30日、大日本武徳会石川支部の演武場が竣工し、その落成式を兼ねて演武祭と演武大会が挙行されたときの出演者を見てみよう。石川県で女学生がこうした武芸の大会に参加して演じたのは初めてであった。<資料D>で示す記事が『会誌』第12号に「演武大会ニ本校ヨリ出演ノ概況」として載せられている。

<資料D>

武藝隆盛ナル維新前ノ時代ハイザ知ラス、新教育實施ノ今日、殊ニ妙齡ノ女學生ガ、演武大會ニ参加シテ、武藝ヲ演セシコトハ、今回ヲ以テ嚆矢トナシ、本縣教育史上ニ特記スベキコトナレバ……（略）……。

（『会誌』第12号、1913）

大日本武徳会の地方支部は、1896（明治29）年の富山県を最初に、石川県支部は1901（明治34）年に設立されている。その演武場は、1913（大正2）年に金沢市廣坂通に新たに竣工、「大演武場」として柔術道場と撃剣・薙刀道場の2区画があり、また弓術のために十七間の射場が設けられた。この日の種目は、撃剣、柔術、居合、薙刀、弓術であった。弓術では校長の土師雙他郎が「鳴弦式」に出演したことは先に述べた。県女生徒は10人が「礼射」とそれに

続いて「^マ金的競射」に出演している。（同じく県女教員3人も出演している。）出演者の一覧は表3で示すとおりであるが、学年の内訳は2年生が6人、3年生が4人であった。（このうち1人がその後、中途退学となった）。大日本武徳会本部から来沢した弓術範士の市川虎四郎の臨席の下、「作法態度ト云ヒ、其整然タルニハ大ニ歎賞サレタリ」。出演者には記念賞として扇子に盃を添えて授与された。競射の成績としては、金沢第一中学校の選手が「月桂冠」を独占して「實ニ遺憾ノ事ナリキ」と記録が述べているように、男女混合形式の試合であった。

表3 1913年「演武大會」出演者

	氏名	族籍	原籍	父職業	備考
出場	M.A.	平民	金沢市	無職	T3卒業
出場	H.Y.	平民	金沢市	八百物商	T3卒業
出場	K.K.	平民	愛知県	軍人	T3卒業
出場	F.B.	士族	新潟県	官吏	T3卒業
出場	T.S.	平民	金沢市	古道具商	T3卒業
出場	K.T.	士族	金沢市	会社員	退学
出場	A.W.	平民	金沢市	官吏	T4卒業
出場	K.F.	平民	金沢市	無職	T4卒業
出場	S.A.	平民	能美郡	無職	T4卒業
出場	A.A.	平民	福井県	機業	T4卒業

さて、10人の（おそらく校内で選抜された）出演者の属性をみると、士族：2人、平民：8人であり、父職業も官吏や軍人以外の家庭で多数を占めている（「無職」の事情は不明である）。データの量が少ないので、傾向の推移として断言は慎みたいが、1906（明治39）年の「弓術會」と1913（大正2）年の「演武大會」からは、「士族かつ官吏的な背景」は顕著ではなく、反対に、金沢出身の平民で商工業層の子女が多く名を連ねるようになってきている。

この変化をどう理解すればよいのか。井上（2004）によって示唆された県女利用層ごとの教育観の違いから仮説を提示してみよう。同論文では、都市部（金沢）の商工業層は学校の規範にしたたかに同調し、教師や級友との関係にも上手く適応できた層ではなかったかと示唆されていた。「弓術」への構えについてもこの示唆は説得力をもっているのではないか。旧身分から近代的職業への転身過程で形成された社会集団の心性は、子女の社会化（socialization）や学校利用の様相にも影響を及ぼす。商工業層の子女が学校生活により適応的であったならば、それだけ校長の奨励に呼応してより熱心に「弓術」を嗜もうとしたのではないだろうか。商工業層の子女にあっては——逆説的になるが——出身集団による社会化のおかげで、校長の奨励に同調して「弓術」への構えがよりポジティブに形成されていたということである。同層については少なくとも「弓

術」の普及に関しては「学校効果」が認められた、と評価することも可能かもしれない。

4 結語 ～女学生にとっての「弓術」～

小論の目的は、明治三十年代に「弓術」が女学校の随意科目や課外活動に取り入れられていく過程を、教師と生徒を中心に諸集団の関係性の中で捉えることであった。「弓術」にポジティブな構えをもち、熱心にこれを嗜もうとした人たちは誰であったのか、彼らに共通する心性はあるのか。こうした問いから「弓術」に親和的な社会的性格のモデルを析出し、この競技の意味がどのように了解されていたのかを考察した。そして、次のような結論を得た。

(1) 石川県立高等女学校の場合、「弓術」の修練にいち早く呼応したのは、「士族かつ官吏的な背景」をもつ人々だった。校長・土師雙他郎と弓術教師・楠正可は共に士族であり、前者は学歴エリート第一世代として、後者は旧藩時代に家督を継いだ世代としてそれぞれの立場から女学生へ「弓術」を奨励した。二人は旧藩時代の「弓矢の家」出身ではなかったが、おそらく明治時代になってこれを嗜むようになった。こうした事例から、地域の行政にかかわる立場にあった士族の中には「弓術」をアイデンティティの象徴と捉え、武術復興の機運の早い段階でこの競技の修練を再開した（あるいは開始した）人々がいたことが推察された。県女で弓術部の委員を務めたり、教師の“介添え役”に選ばれたりする生徒も、「士族かつ官吏的な背景」をもつ子女たちであった。高等女学校においては、国語の読本や行事（「演習會」）でも『平家物語』のような古典文学の英雄譚が取り上げられ、武士の文化が女学生の憧憬を抱かせるところとなっていた。「弓術」は中世の武士を想起するものとして、同層に属する子女たちへの役割期待は小さくなく、かつはずである。こうした環境により同層の子女たちの「弓術」への構えはより強められていったことだろう。彼らは修練の成果においても秀でていた。

(2) ところが、女学生の中で「弓術」の修練に親和的な（はずの）「士族かつ官吏的な背景」は、「弓術」の導入期には顕著であったが、早々に“典型”とは言い難くなっていった。都市部（金沢）の商工業層の家庭出身者の中からも——自身の修練の度合いによって——“優等賞”を勝ち取る者が出るようになっていった。（ただし、優等者の中に郡部の農業や水産業を営む家庭の出身者の名は確認できなかった。）その理由は何だったのか。日本古来の伝統文化を復興させようとする啓蒙活動や大日本武徳會の影響からだけで説明できるものではなさそうだ。小論は、女学生の中で「弓術」を新しい「遊戯」として意味づけ、これに同

調することのメリットを感じる者が、「平民」かつ親職業が「商工業」という属性に位置づく生徒の中にも増えていったからだと考えてみる。すなわち、「弓術」のクロスボーダー（cross-boarder）な“曖昧さ”が、出身背景をそれほど問わずに多くの女学生の支持を集める根拠となり、同時に、「體操」から運動競技へと移行する際の身体をめぐる社会的な葛藤を回避するのにプラスに機能したのではないかと推測する。

ここでいう“曖昧さ”とは、次の二つの意味での「クロスボーダー」に起因している。第一に、社会的な意味としての「日本古来の伝統性」/「西洋移入の近代性」としてみた場合のクロスボーダーな性格である。第2節でみたように、楠正可と土師雙他郎とのパートナーシップがこのクロスボーダーな関係であったわけだが、同じことが女学生の立場にもあてはまるのではないか。1905（明治38）年の「弓術競技會」で、古式ゆかしい雰囲気醸しつつも、客人を招いて年齢を異にする男女が共に競う社交の場として演出されていたことを思い起こそう。「弓術」は、端正で抑制された一連の身体所作が伝統的な女性観と齟齬をきたしていないこと、同時に、相手との身体的接触がなく、肉体的な力の大小を競う要素がないゆえ老若男女を問わずに楽しめる社交性を有していること、の両方の利点が表明されていた。「武藝たりし弓術の遊戯も世界平和進歩の表徴に非るか」（野口正八郎⁹⁰）と語られるように、女学生たちは、武芸としての「弓術」に学校内外での交友関係を広げるいわば“社会的な競技”としての可能性を見出していったのである。

第二に、「體操」/「運動競技」としてみた場合のクロスボーダーな性格である。「弓術」は、表現する身体（「體操」）と競技する身体（「運動競技」）の相反する要素を共に含む遊戯である。例えば、第3節でみたように、「弓術競技會」では勝ち負けの結果だけではなく、矢を放つ瞬間までの所作が彼らにとって身体表現の領域であった。これゆえ、県女生徒に課せられていた「志操を高尚に」⁹¹というお題目にも合致しやすかった。彼らは、「體操」においては衆目の可視化の下で自らの身体表現の意味を見出そうとしていた。そして、「弓術」の修練に励むことは「體操」とは異なる新しい身体表現を楽しむことを意味していただろうし、次世代に生きるフロントとして自らの在り方を模索するための機会ともなり得たことだろう。

次に引用するのは、県女の卒業生であり同校の教員も務めていた鷲尾幾子が1905（明治38）年、『会誌』に寄稿した文である。

日本海邊に育ちたる我々同窓の諸姉達、勇気を鼓して進み出て給はずや、お轉婆なりとそしめるものは、大にそし

らん、さはれたゞ國の前途を、自らのまんのみ。
(幾子「友」『会誌』第4号、1905)

女子の快活な振る舞いや運動に懐疑的で、これを無作法であるとみなす雰囲気に対して、「お轉婆なりとそしめるものは、大にそしらん」と開き直すことで、身体をめぐる社会的な葛藤に向き合おうとする女学生の心意気を代弁している。女学生たちが武術復興の時流に敏感であったのも無意識の差異化 (distinction) 戦略の表れであったかもしれない。彼らはそういうふうにして「弓術」にポジティブな意味を汲み取ろうとしていたのである。

明治後期に「體操」とは異なる新しい「遊戯」として高等女学校の生徒の前に現れた「弓術」は、学校の文化的財

のひとつとして、校長の唱道の下、随意科目や校友会活動として励行された。この修練には多くの女学生が参加するようになったが、家庭や地域にあっていち早く彼らの活動を(心情的にも)支援した人たちは「士族かつ官吏的な背景」をもった社会集団であり、競技会では同層の子女が多く優等賞を獲得していた。だがまもなく、そうした背景をもたない女学生たちも忽ちにして「弓術」の技を磨くようになり、受賞者を輩出するようになった。

女学生にとってみれば、いつ結婚という僥倖で学業の中断を余儀なくされるかもしれない不安定な4年間に、「弓術」は刺激と楽しみを与え、努力次第で成功的な振る舞いのできる機会を提供したのである。

注

- (1) 高橋忠次郎が『実験普通遊戯法』(1902)で取り上げた「遊戯」は、運動会で演じられる各種の「競走」も含まれるが、中等・高等教育段階を想定した「ローンテニス」「ベースボール」「クリケット」「ホッケー」「フットボール」「ゴルフ」「テンピンス」等のスポーツ競技を指している。
- (2) 東京府立第一高等女学校・教員(「運動主任」)松田正典へのインタビュー記事(『運動世界』第4号、1908、103-104頁)。
- (3) ブルデュール(1991)、280頁。
- (4) 三宅雪嶺は、『明治丁未題言集』(1908)の中で、「體操」は学校の科目となり身体矯正法としての効果はあるが人々の好むところに至っていない、では「遊戯」と「武術」はどうかといえば「甲に耽る者は乙を排し」という状態であると指摘している。嗜好の相違がこれらを奨励しようとする組織の対立にまで及んでいるというのである。
- (5) 「学校體操教授要目」(『官報』第147号、1913年1月28日)によると、球技について、高等女学校の體操科で取り扱うものとして「體操」「教練」「遊戯」があり、「遊戯」中に球技種目として「センターボール」「デッドボール」「バスケットボール」が例示された。また、「ベースボール(男子)」「ローンテニス」が「體操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動」として扱われることになった。武術については、「體操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動」として「撃劍及柔術遊戯並其他ノ運動」中に、「角力(男子)」「弓術」が示された。このほか、「遠足登山ノ類」「水泳及船漕」「羽根ツキ、毬ツキノ類(女子)」「凧揚(男子)」が同じく「體操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動」に示され、さらに、「寒國ニ於テハ更ニ左ノ遊戯ヲ奨励スヘシ」として、「橇遊(そりあそび)」「氷遊」「雪遊」の例示もなされている。
- (6) 帝国尚武会会長の野口正八郎が『弓術教範』(1911)の「序」で述べた。
- (7) 石川県立第一高等女学校の『学籍簿』では、族籍、本籍、現住所、入学前の履歴、進級/転退学/卒業の記録、戸主の職業などの基礎データが記載され、『学級台帳』では『学籍簿』と重なる記載項目があるほか、家族、保証人、学業成績、出欠、身体検査、性行に関して記録され、また年次によっては「戸主直接国税納入年額」が所得税・地租・営業税別に記載されている。井上の研究においてはこの2つの台帳から個票データを統合してデータベースを作成している。
- (8) 内山昂『新編 弓術教範』(1907)より。
- (9) 女子高等師範学校の「如蘭會」は1893(明治26)年2月18日、生徒団体として創設された。同会は「毎月または隔月に開かれていたが、しだいに各部に分かれてスポーツや趣味を楽しむようになり、明治三十三年にはテニス部・音楽部など九部を数えるに至り、会の規則も定められた」(『お茶の水女子大学百年史』刊行委員会(1984))。ここで「九部」とは、1902(明治35)年の「如蘭會規則」によれば、「甲」(「テニス部」「體操部」「弓術部」「戸外雑技部」「遠足部」)、「乙」(「談話部」「音楽部」「文筆部」「室内雑技部」)の「九部」であることがわかる(女子高等師範学校、1902、168-169頁)。
- (10) 全国の高等女学校を網羅的に調査する余裕はないが、次のいくつかの学校事例をあげておく。青森県立第一高等女学校では「講演部」「運動部」(遊戯、遠足等)「音楽部」「総務部」「編集部」が置かれていたが「弓術」の記載はない(1907年時点)。東京府立第一高等女学校には校友会に相当する教師と生徒の親睦組織がなく、それに代わる「温習會」(教師によって組織された授業内容の復習を兼ねた発表会)が置かれていた。運動会はこの「温習會」による学校行事として実施されていたが、「弓術」は実施された形跡がない(1904年および1907年時点)。山形県立鶴岡高等女学校では校友会として「如松會」が組織されていたが「運動部」の活動は「遠足會」のみで「弓術」はみあたらない。学年暦をみても「遠足運動」や「運動會大會」はあるがそれ以外の体育・運動系のイベントの記載はない(1909年時点)。埼玉県立女子師範学校と埼玉県立浦和高等女学校でも、「明治39年学年暦」からは「弓術」の記載はない。長野県松本市立高等女学校では、「女生徒連合庭球會」が実施されていたことが記載されているが、「弓術」は見あたらない(1908年時点)。

- (11) 小論では詳細を論じる余裕はないが、校友会がかくも多くのイベント（運動会や弓術競技会、庭球会など）を開催できた背景として、休み時間に戸外運動が奨励され、学校の日常風景として女学生が「遊戯」に親しむようになったことを指摘しておく。県女の場合、1908（明治41）年の「生徒心得」中に「放課心得」の項がある。「放課」とは休み時間のことである。この休み時間の過ごし方について、なるべく戸外へ出て運動するように奨励される一方で、読書や編物をするのは戒められていた。このことは次の文面から窺える。「放課中ハ成ルヘク戸外ニ出テ、運動ヲナスヘシ但シ雨天ノトキハ所定ノ場所ニ在ルヲ要ス」「放課中ハ特ニ許可ヲ與ヘラレタル事ノ外書見又ハ編物等ヲナスヘカラス」（「生徒心得」『会誌』第7号、1908、36-40頁）。室内は「喧噪」や「戯れ」が排される空間であるが、かといって静粛が保たれればよしとするのではなく、読書や編物も戒められた。身体所作には、伝統/近代の対立軸とは異なる、学校的な規律としての身体の在り様があったわけである。読書の禁止と戸外運動の奨励がセットで語られるのは日本の学校ばかりではなく、西欧言説のひとつである。例えば、柳井道民が『育英録』（1900）で「如何にして女子の健康を保たしむべき」と題して「シュワルツシ」氏から引用している。「女子の読書の為に其身軀及び精神を損害する者何ぞ多きや……（中略）……適時の時を選び自由に其身軀を動作するの機会を得せしめざる可らず」と。『会誌』の記事からも、明治三十年代から「放課時間のあそび」として「テニス」や「ボール遊び」が盛んに行われていたことがわかる。授業が終わるごとに生徒たちは列を正して「控室」へ戻り、級長の合図をもって解散、晴天の日は「遊歩場」に出て「テニスの競技に汗を流」したり、遊動円木に乗ったり、縄跳び、鬼ごっこ、ボール遊びに興じた（『会誌』第3号、1904）。なお、「放課」時間の過ごし方については「弓術」への言及はない。時間的な制約のためであることはいうまでもないだろう。
- (12) 土師雙他郎について調査した他の先行研究として、野中由美子「師範学科取調員としての体操伝習所卒業生の役割と活動—土師雙他郎の事例を中心として—」（1994）、『日本体育学会大会号/第45回』も参照。
- (13) 成瀬（2007）、273 - 279頁。
- (14) 例えば、若林正行（高槻藩士）。1892（明治25）年、慶應義塾「體育会」の創立時に弓術部師範として迎えられた達人であるが、「維新後は暫らく各國遍歴の途にありしが明治廿五年故福澤先生の見出す處となり聘せられて慶應義塾弓術部の講師たり」（「若林正行師畧歴」（海老塚三郎、1905、『弓術』、海老塚三郎）。
- (15) 金沢医学専門学校は第四高等学校医学部であったのが1901（明治34）年に改称、独立したもので、「十全会」は1895（明治28）年に結成されている。楠正可の名前は、『金沢大学医学部百年史』に「庶務掛 書記 第四高等学校書記 楠正可 石川士族」および「体操副科弓術教師」の記載がある（185頁）。また、金沢医学専門学校の校友会誌『十全會雜誌』に「弓術部」の「師範」として「楠正可」の名前がある（金沢医学専門学校十全會、1901、『十全會雜誌』第20号、76頁）。
- (16) 「先祖由緒並一類附帳」とは、加賀藩の藩士たちがそれぞれの家の由緒と系譜を綴って、1870（明治3）年を中心に金沢藩庁に提出した原本のことである。原本は金沢市立図書館近世史料館に所蔵され、その目録が『加越能文庫解説目録』（上巻）に掲載されている。
- (17) 楠家は、本多家が前田家に仕える1611（慶長16）年の以前から本多家の家臣であった。江戸期には井村姓を名乗ってきている。その家格の程度については本多俊彦（2009）が参考になる。
- (18) 1906年の記事（河崎良江「弓術會の記」『会誌』第5号）では「我校の弓術の第三回の大會」とあるので、1906年の春期に第2回大会が行われたかもしれないが記録はない。あるいは「第三回」が誤記かもしれない。
- (19) 同報告文では、「射場」と「的場」の用語を厳密な意味で使い分けているのではなく、どちらも「弓道場」の意で書かれていると思われる。
- (20) 河崎良江「弓術會の記」『会誌』第5号。
- (21) 記事では「第四高等学校農事試験場」と記述されているが、これは間違いだろう。四高に農事試験場は付置されていなかったのだから「石川県立農事試験場」（1902（明治35）年設置）だと思われる。あるいは四高の別組織の集団だったかもしれない。
- (22) 小川松子について、「データベース」によれば原籍は金沢市・士族、1900（明治33）年入学、1904（明治37）年卒業、父は小川信行（裁判官、のち公証人）であることが確認できる。すると「弓術競技會」の開催された1905年の時点で補習科第2学年に在籍していたのか、あるいは卒業して楠正可の門人としての立場で参加していたのか、どちらかになるが不明である。
- (23) 金沢市立図書館編、1987、『金沢市寺中町 大野湊神社文書目録（昭和六十二年三月）』、55-56頁。
- (24) 例えば、白井重任・須田直太郎 編、1901、『女子中等国文5の巻』、大日本図書、に「宗高扇的 平家物語」が載せられている。
- (25) 石川県立高等女学校の「演習會」の演目とその特徴についての分析は、井上（2019）で詳しくなされている。
- (26) 在学生徒数は『会誌』第4号の「本校の近況」による。
- (27) 「データベース」によれば、1898（明治31）年から1912（同45）年の期間に入学（および編入学）した生徒2206人のうち940人が士族、平民が1256人、族籍不明が10人である。士族の構成比は43%であり、その比率は年度ごとに計算しても明治期を通してドラスティックな変化は見られない。
- (28) 小川松子の父・小川信行については、『加越能文庫解説目録』（上巻）所収の「先祖由緒並一類附帳」目録に「小川純助（信行）作太郎 七人扶持 M2 25才」とあり、原本も確認できた。また、「官報」第4332号（1897年12月8日）の「叙任及辞令」明治三十年十二月七日付で「任判事 検事正七位勲六等 小川信行」とあり、判事として「高等官六等」に叙せられていることが確認できる。同じく「官報」第5582号（1902年2月15日）の「叙任及辞令」明治三十五年二月十四日付で「退職ヲ命ス 金澤地方裁判所判事 小川信行」とあるので、履歴について県女の「データベース」の記述と一致していることがわかる。さらに、『紳士縉商北陸商工業名鑑』（日本勸業合資会社、1916）の「瓣護士之部」に「瓣護士 小川信行（高岡町藪ノ内）」とあり、大正期にかけて金沢で弁護士としても活躍していた。
- (29) 県女利用層（全体）の新中間層と旧中間層の占める割合は、井上（2004）の表1から算出。また、金沢出身者に限定した場合の「官吏」の士族占有率および「商工業」の平民占

有率も同表から算出。

- (30) これも(注6)で示したとおり、野口正八郎が『弓術教範』(1911)の「序」で述べた一節である。
- (31) 1908(明治41)年の卒業式で第4学年生徒総代となった坂井婦美が表明しているように、彼らにとって女学校で学ぶことは「精神の修養をつとめ、志操を高尚にし、行いを正しくして、世の人の模範足らん事」(『会誌』第7号)を意味していた。

引用および参考文献

- 青森県立第一高等女学校, 1907, 『青森県立第一高等女学校一覧 自明治三十三年 至三十九年』。
- ブルデュー, P., 1991, 『構造と実践』(石崎晴己訳), 藤原書店。(Choses dites, Editions de Minuit, 1987)
- 海老塚三郎, 1905, 『弓術』, 海老塚三郎。
- 深谷昌志, 1966, 『良妻賢母主義の教育』黎明書房。
- 星野天知, 1999, 『文学者の日記4 星野天知(日本近代文学館資料叢書)』博文館新社。
- 本多俊彦, 2009, 「本多政重家臣団の基礎的考察—その家臣団構成について」『高岡法科大学紀要』第20号。
- 本多利實, 1923, 『弓道講義』大日本弓道會。
- 女子高等師範学校, 1902, 『女子高等師範学校一覧 自明治三十五年四月 至明治三十六年三月』, 168-169頁。
- 金沢大学医学部百年史編集委員会編, 1972, 『金沢大学医学部百年史』, 金沢大学医学部創立百年記念会。
- 金沢市立図書館, 1975, 『加越能文庫解説目録』上巻, 金沢市立図書館。
- 木下秀明, 1957, 「体操伝習所に於る教員養成について」『体育学研究』2(7), 日本体育学会, 223-224頁。
- 桑田直子, 1998, 「女子中等教育機関における洋装制服導入課程—地域差・学校差・性差—」『教育社会学研究』第62集, 日本教育社会学会, 69-91頁。
- 井上好人, 2003, 「金沢一中卒業生からみた旧加賀藩士族の社会移動」『教育社会学研究』第73集, 日本教育社会学会, 5-24頁。
- 井上好人, 2004, 「「操行」査定からみた女学生の中途退学: 明治期の石川県立第一高等女学校の事例」『教育社会学研究』第74集, 日本教育社会学会, 229-247頁。
- 井上好人, 2019, 「明治・大正期における「良妻賢母」主義と高等女学校生徒の実践意識: 校友会活動としての「演習會」の考察から」『人間科学研究』第12巻(2), 金沢星稜大学人間科学会, 25-34頁。
- 井上好人, 2021, 「明治期における石川県立高等女学校の「運動會」: 校友会活動からみた女子体育と身体表現」『金沢星稜大学人間科学研究』第14巻(2), 金沢星稜大学人間科学会, 9-22頁。
- 石川県教育史編さん委員会, 1974, 『石川県教育史』第1巻, 石川県教育委員会。
- 石川県教育史編さん委員会, 1975, 『石川県教育史 第二巻』, 石川県教育委員会。
- 石川縣立高等女學校, 1908, 『石川県立高等女学校創立十年記念誌』。
- 三宅雪嶺, 1908, 『明治丁未題言集』政教社出版部。
- 森信時, 1888, 『新撰弓術指南』神戸明道館。
- 長野県松本市立高等女学校, 1908, 『長野県松本市立高等女学校一覧』。
- 永島小蝶, 1901, 『実験遊戯全書』共明館。
- 成瀬哲生, 2007, 「甲府徴典館」の著者内山昴について」『山梨大学教育人間科学部紀要』9, 山梨大学教育学部, 273-279頁。
- 野中由美子, 1994, 「師範学科取調員としての体操伝習所卒業生の役割と活動: 土師雙他郎の事例を中心として」『日本体育学会大会第45回大会号』, 日本体育学会, 149頁。
- 「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会, 1984, 『お茶の水女子大学百年史』。
- 桜東女史(小林秋子)編, 1904, 『世界の婦人』現代社。
- 大久保英哲, 1992, 「石川県における近代学校体育の定着過程に関する研究(その1): 体操伝習生派遣と新設体操法の受容を中心に」『金沢大学教育学部紀要 教育科学編』第41巻, 239-254頁。
- 坂上康博, 1989, 「大日本武徳会の成立過程と構造: 1895~1904年」『行政社会論集』第1巻第3・4号, 福島大学行政社会学会。
- 埼玉県立女子師範学校・埼玉県立浦和高等女学校, 1909, 『埼玉県立女子師範学校・埼玉県立浦和高等女学校一覧 自明治38年4月至明治39年3月』。
- 晴光館編輯部 編, 1903, 『競技運動 体育読本』晴光館。
- 下田歌子, 1901, 『少女文庫第六編: 学校之心得』, 博文堂。
- 鹽澤昌貞, 1908, 「競技と公德との重大なる関係」『運動世界』第5号。
- 園田英弘, 1993, 『西洋化の構造—黒船・武士・国家—』思文閣出版。
- 谷釜了正, 1986, 「明治30年代の体育学校ラグビー: 高島忠次郎の『実験普通遊戯法』の分析を中心に」『日本体育大学紀要』16巻1号。
- 高橋忠次郎, 1901・1902, 『実験普通遊戯法』(上・下), 榊原文盛堂。
- 東京府立第一高等女学校, 1905, 『東京府立第一高等女学校一覧』。
- 東京高等商業学校庭球部編, 1903, 『ローンテニスの友』新橋堂。
- 東京女子高等師範学校 編, 1915, 『女子高等師範学校沿革略誌』東京女子高等師範学校。
- 東京女子高等師範学校編, 1981, 『東京女子高等師範学校六十年史(復刻版)』(初出は1934)。
- 内山昴, 1906, 『弓術新書』, 博文館。
- 内山昴, 1907, 『新編 弓術教範』博文館。
- ヴァンダーレン, D.B.・ベネット, B.L.(加藤橋夫 訳), 1976, 『新版 体育の世界史: 文化的・哲学的・比較研究的』ベースボール・マガジン社。(A world history of physical education, : Cultural, Philosophical, Comparative (2nd Edition), Prentice-Hall, Inc., 1971)
- 山形県立鶴岡高等女学校, 1909, 『山形県立鶴岡高等女学校一覧』。
- 山本晋, 1911, 『弓術教範』帝国尚武会。
- 柳井道民, 1900, 『育英録』, 柳井道民。
- 吉見俊哉, 1994, 「運動會の思想: 明治日本と祝祭文化(近代の文法)」『思想』845, 岩波書店, 137-162頁。
- 吉見俊哉・平田宗史・入江克己・白幡洋三郎・木村吉次・紙透雅子, 1999, 『運動會と日本近代』青弓社ライブラリー。

